

## 第4次 次世代育成支援対策推進法に基づく「一般事業主行動計画」

社会福祉法人 新栄会は、職員がその能力を発揮し、仕事と生活の調和を図り、働きやすい雇用環境の整備を行うため、「次世代育成支援対策推進法」に基づき次の行動計画を策定・実施しています。

### 1. 計画期間 平成29年5月13日～平成32年3月31日の3年間

### 2. 次世代育成支援に関する計画項目及び内容

目標1：子育てを行う職員の仕事と家庭の両立支援

(対策)

- 子を養育する職員が利用可能な短時間勤務制度を「三歳以上」へ拡大
- 出産や子育てを理由とする退職者についての再雇用制度の導入

目標2：多様な労働条件の整備

(対策)

- 年次有給休暇の取得のための措置の実施

目標3：その他の次世代育成支援対策

(対策)

- 若年者に対するインターンシップ等の職業体験機会の提供、トライアル等を通じた雇い入れ方法の創設

## 第1次 女性活躍推進法に基づく「女性活躍推進計画」

社会福祉法人 新栄会は、女性職員がその個性と能力を十分発揮できる雇用環境の整備を行うため、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」に基づき、次の行動計画を策定・実施しています。

### 1. 計画期間 平成28年7月1日～平成32年3月31日の4年間

### 2. 女性の職業生活における活躍の推進に関する計画項目及び内容

目標1：法人の管理職（課長職以上）に占める女性職員の比率を平成32年までに30%にする。

(対策)

- 研修制度、キャリアパス制度、人事考課制度のブラッシュアップをはかり、人材の育成と意欲の向上に努める。
- 若手に対する多様なロールモデル・多様なキャリアパス事例の紹介、ロールモデルとなる女性管理職と女性職員との交流機会の設定等によるマッチングをはかる。